平成３０年（フ）第５０号
富山県高岡市荻布246番地１　Ｂ＆Ｂ江尻102号
債務者　若林　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
　　富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第２３号
岐阜県可児市皐ケ丘６丁目104番地
債務者　日比　晶子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
　　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第１３３号
岡山県倉敷市児島小川９丁目８番53号　Ｄ－101
債務者　岩崎　共佑
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９号
広島県尾道市天満町16番10号
債務者　杉原亜沙美
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
　　広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第８５号
愛媛県松山市山越２丁目10番25号　グランアルブル山越Ⅲ　503号
債務者　坂本　祐子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１００号
福岡県久留米市東櫛原町2083番地７、住民票上の住所福岡県大川市大字道海島346番地１（道海島団地４－201号）
債務者　籾井　英樹
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１２６号
宮崎市桜ケ丘町27－７、住民票上の住所宮崎市高洲町107番地　オメガシティ宮崎Ⅰ－701号
債務者　渡邊　美穂（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８２号
沖縄県那覇市辻１丁目15番１－717号　琉食辻町マンション
債務者　安里　信義
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５２号
千葉県君津市大和田３丁目２番地６　Ｆ
債務者　斉藤　美幸
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第５５号
千葉県木更津市祇園３丁目24番13号
債務者　高橋　解作
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第５６号
千葉県木更津市祇園３丁目24番13号
債務者　高橋　富子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２３９号
石川県白山市鹿島町い233番地１
債務者　新村　弥佳
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５９号
長野県松本市大字和田3810番地２
債務者　猪股　優子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第７４号
長野県松本市岡田下岡田177－７　ハイツＳＴＹ106、住民票上の住所長野県安曇野市三郷温2631番地３　コーポポテンシャル102号
債務者　寺井　大介
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１４６号
大分市金池南２丁目８番20号（安東アパート203）
債務者　古田　健太
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１５１号
大分県由布市挾間町下市642番地２
債務者　松下　千鶴
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係